

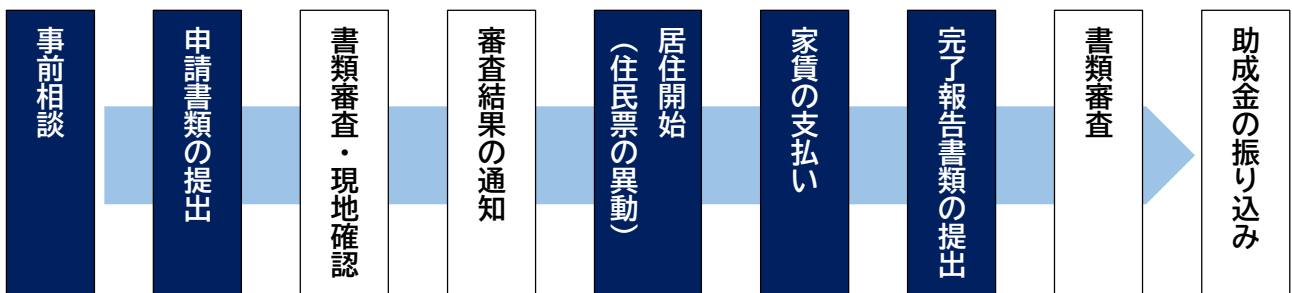
制度7 定住促進空き家活用法賃助成金

この制度は、自己の居住を目的として倉淵・榛名・吉井地域の空き家を借りる場合、家賃の一部を予算の範囲内で助成するものです。

助成の要件など（以下をすべて満たすことが必要です）	
対象となる 空き家	<ul style="list-style-type: none"> 倉淵・榛名・吉井地域に存する、住居として利用されていた一戸建ての家屋 1年以上居住その他の使用がなされていないことが確認できる
対象となる 人（申請者）	<ul style="list-style-type: none"> 自己の居住を目的として空き家を賃借する人（個人に限る）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 市税に滞納が無いこと 空き家が、過去に本事業のいずれかの助成金（空き家管理助成金と空き家活用促進改修助成金を除く）の交付対象となっていないこと 申請者が、過去に別の空き家で本事業のいずれかの助成金（空き家管理助成金と空き家活用促進改修助成金を除く）を受けていないこと 令和9年3月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	
月額家賃額（管理費や駐車場代を除く）に 2分の1 を乗じて得た額で、 上限額は月額2万円 ※交付決定日の翌月分（1日の場合は当月分）から令和8年3月分までが対象になります ※交付決定後の増加はできません	

裏面の注意事項もご覧ください

<手続きの流れ>



要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。
 交付決定前に居住を始めたり、住民票を異動させたりしないでください。

補足事項

（対象となる空き家について）

- 一戸建ての建物で、登記事項証明書や固定資産税の納税通知書に記載されている建築物の種類が「居宅」「住宅」など居住用の建物であるものが対象となります。長屋、集合住宅は対象となりません。また、付属家、倉庫、物置などは対象となりません。
- 社宅など事業主から貸与を受けた住宅は、対象となりません。
- 申請者または同居予定者の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）が所有する空き家は、対象となりません。
- 未登記で、かつ市の固定資産課税台帳にも登録がない建物は、対象となりません。
- 1年以上空き家であることが、住民票や水道使用状況などから市で確認できない場合、空き家の期間を確認する書類として、ガス・電気のいずれかの廃止を証明する書類が必要となります。
- 最後に居住していた人が病院や施設に入院・入所していた場合は、病院や施設で発行された入院・入所の証明書が必要になることがあります。
- 併用住宅の場合は、事務所・店舗の廃業から1年以上経過していることが必要です。
- 居住以外の用途（物置や倉庫など）であっても、1年以内に建物を使用していた場合は、対象となりません。
- 同一敷地内（一体利用している複数の土地を含む）に、本事業のいずれかの助成金の交付対象となった空き家（解体済みのもを含む）がある場合は、対象となりません。（所有者が異なる場合であっても対象となりません）

（対象となる人について）

- 法人・団体は対象となりません。
- 別の空き家で、本事業のいずれかの助成金を受けたことがある人は、対象となりません。
- 「申請者」「見積書の宛名」「領収書の宛名」「助成金振り込み先の口座」は、全て同一名義であることが必要です。

（郵送での申請について）

- 申請書類が建築住宅課に到着後、必要書類がすべて揃っていることが確認できた時点で受け付けとなります。投函日や消印の日付は受付日とはなりませんので、ご注意ください。
- 申請者または委任を受けた人の氏名・日中の連絡先（電話番号）を必ず記入してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者や委任を受けた人と連絡がつかない場合は、手続きに時間がかかる場合があります。
- 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。

別紙に続きます

補足事項のつづき

（その他）

- 現地調査を行う際、職員が敷地内に立ち入る場合があります。
- 月額家賃額には、管理費や駐車場代は含みません。また、事業主が従業員に対して支給または負担する住宅関連の手当や、公的制度による家賃補助などの相当額も除きます。
- 賃貸借契約の締結は、原則として交付決定日以降としてください。
- 住民票は、居住開始後速やかに空き家に異動してください。
- 本助成金は完了報告後の振り込みとなるため、一時的に申請者が家賃を全額負担することになります。（助成金の事前支払いはできません）

○申し込み時に必要な書類

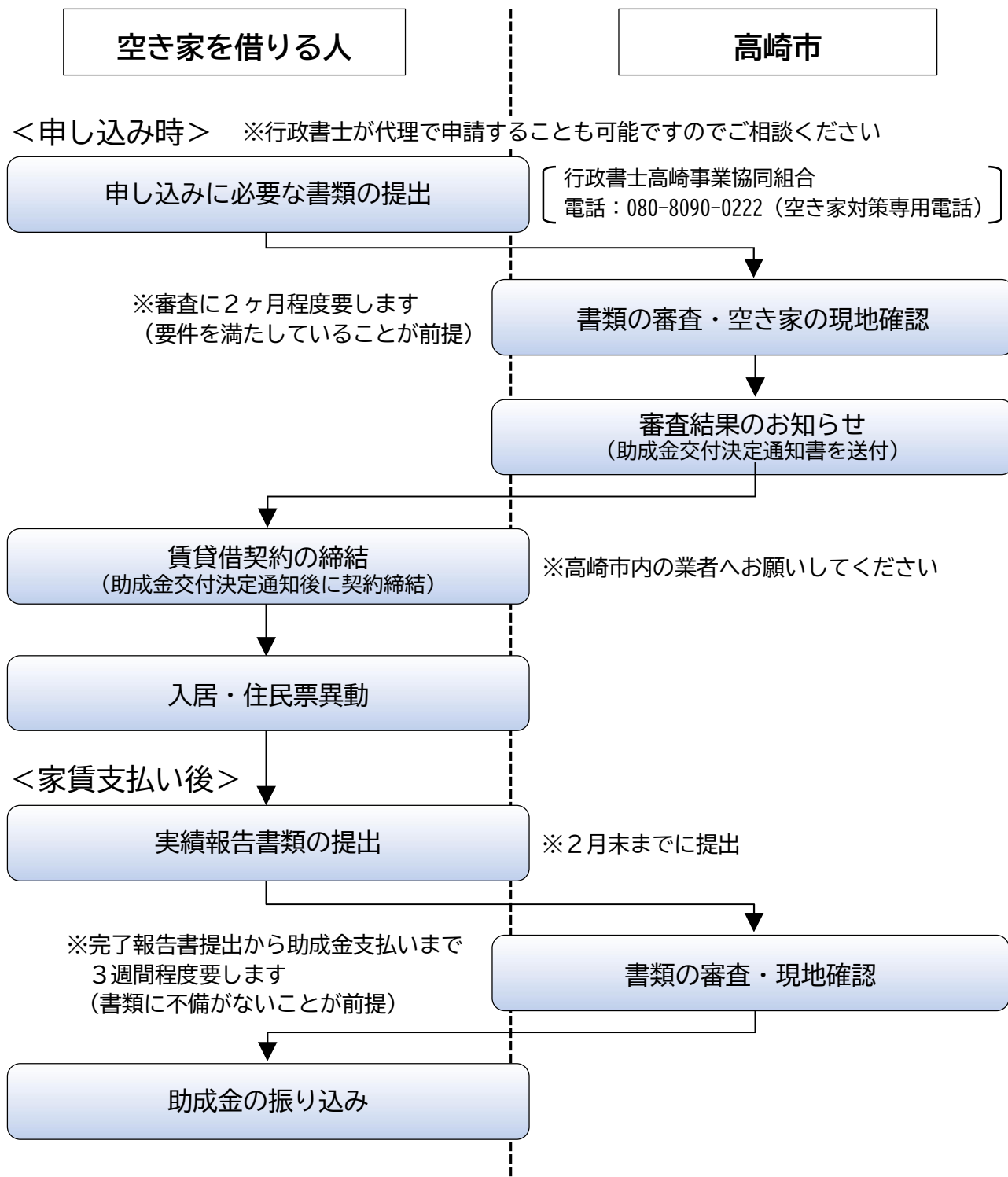
		書類名	条件等
申請者全員 が必要な書 類	<input type="checkbox"/>	申請書	様式あり
	<input type="checkbox"/>	空き家化の経緯報告書	様式あり
	<input type="checkbox"/>	入居予定者一覧表	様式あり
	<input type="checkbox"/>	空き家の写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の全体を撮影したもの ● 各部屋を個別に撮影したもの
	<input type="checkbox"/>	家賃額を確認できる書類	賃貸借契約書の案など
該当する場 合に必要な 書類	<input type="checkbox"/>	空き家化の経緯報告書の 内容を証明する書類	空き家の期間が住民票や水道使用状況などから市で 確認できない場合、次のいずれかの提出が必要 <ul style="list-style-type: none"> ● ガス・電気のいずれかの廃止を証明する書類 ● 病院・施設の入院・入所の証明書
	<input type="checkbox"/>	委任状	代理人が申請手続きを行う場合

○作業が完了したら必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 が必要な書 類	<input type="checkbox"/>	実績報告書	様式あり（交付決定通知書に同封します）
	<input type="checkbox"/>	請求書	様式あり（交付決定通知書に同封します）
	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	毎月の家賃の支払いが確 認できる書類	家賃の引き落としが印字されている通帳の明細ペー ジなど
	<input type="checkbox"/>	申請者名義の通帳の写し	口座番号や名義が分かるページ（画面の印刷も可）

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください

～ 制度7. 定住促進空き家活用法賃助成金 手続きの流れ ～



お問い合わせ・受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9 階)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メール：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



市ホームページ